

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人福祉医療機構

令和3年12月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 令和4年度の改要求の概要

- (1) 日本公庫（国民・中小・農林・危機）、福祉医療機構
- (2) 日本公庫（特定）

(参考) 財政投融资の執行状況等

1. 令和4年度の改要求の概要

- (1) 日本公庫（国民・中小・農林・危機）、福祉医療機構
- (2) 日本公庫（特定）

（参考）財政投融资の執行状況等

1-(1)-1 新型コロナウイルス感染症関連融資制度の取扱いについて

- 今般の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症関連融資制度の取扱いについて政府方針が示された。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抄）

第3章 取り組む施策

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

1. 医療提供体制の確保等

（1）医療提供体制の強化

（前略）

- ・ 医療・福祉事業に対する福祉医療機構（WAM）による無利子・無担保等の危機対応融資（厚生労働省）

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

（1）事業者への支援

政府系金融機関による実質無利子・無担保融資及び危機対応融資は来年3月まで継続し、資金繰り支援に万全を期す。新型コロナ特別貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、事業者のニーズに沿った見直しを行った上で来年4月以降も継続する。

（中略）事業者のコロナ禍で発生した債務に対しては、返済猶予を含む既往債務の条件変更、借換、資本金劣後ローンの活用等を行うとともに、ポストコロナの需要回復を見据えた前向きな資金供給に取り組む（後略）。

農林漁業セーフティネット資金等の融資円滑化や実質無利子化等の資金繰り対策を行う。

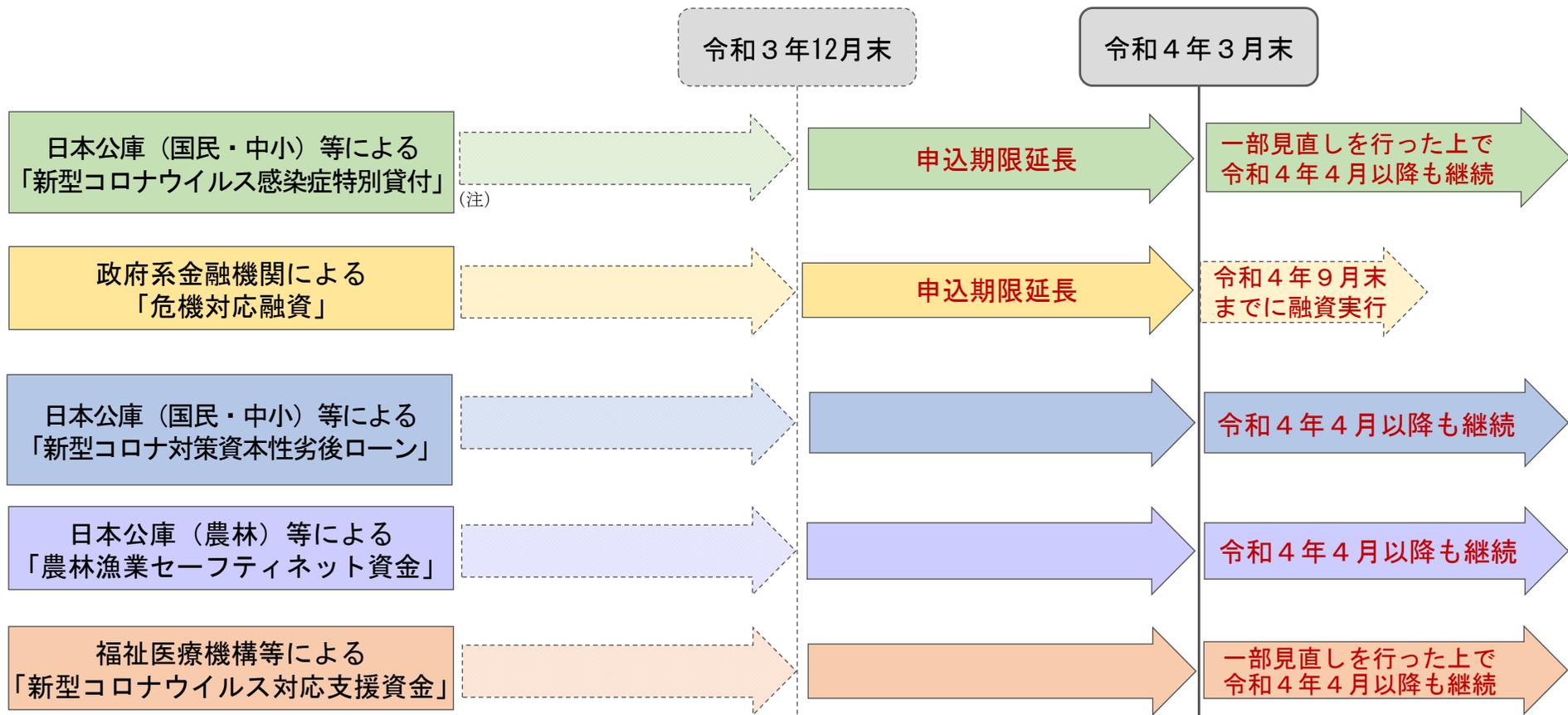
- ・ 日本政策金融公庫等を通じた資金繰り支援（財務省、経済産業省、金融庁、内閣府、農林水産省）

1-(1)-2 新型コロナウイルス感染症関連融資制度の取扱いについて

- 政府方針を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応の概要については、以下のとおり。
- 各機関は令和4年度の対応を踏まえ、改要求の要・不要等の精査を実施。

政府方針を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応の概要

(令和3年12月9日時点)



(注) 令和4年3月末までの「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の申込みが中小企業基盤整備機構による利子補給（実質無利子化）の対象

1-(1)-3 令和4年度の改要求の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

○ 日本政策金融公庫 (国民・中小) における財政投融资の改要求は以下のとおり。

日本公庫 (国民)

(単位: 億円)

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	130,510	45,010	59,630	14,620
財政投融资	93,013	38,121	23,621	▲14,500
財政融資	90,500	38,000	23,500	▲14,500
産業投資	13	121	121	-
政府保証債	2,500	-	-	-

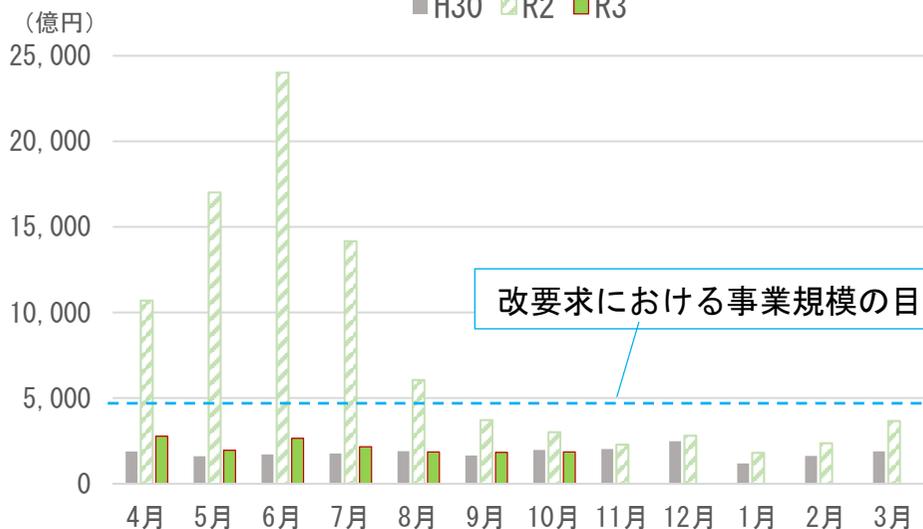
日本公庫 (中小)

(単位: 億円)

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	62,400	14,400	33,700	19,300
財政投融资	49,354	11,692	11,992	300
財政融資	46,830	11,500	11,800	300
産業投資	24	192	192	-
政府保証債	2,500	-	-	-

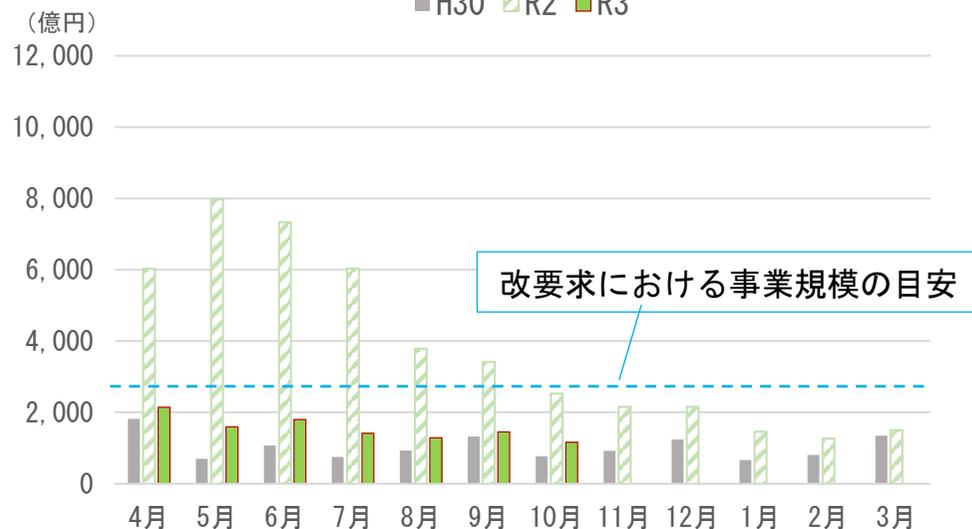
貸付実績

■ H30 ■ R2 ■ R3



貸付実績

■ H30 ■ R2 ■ R3



(注) 貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。また、「改要求における事業規模の目安」については、通年の事業規模を12等分したもの。

1-(1)-4 令和4年度の改要求の概要 [日本公庫（農林・危機）]

○ 日本政策金融公庫（農林・危機）における財政投融资の改要求は以下のとおり。

日本公庫（農林）

(単位：億円)

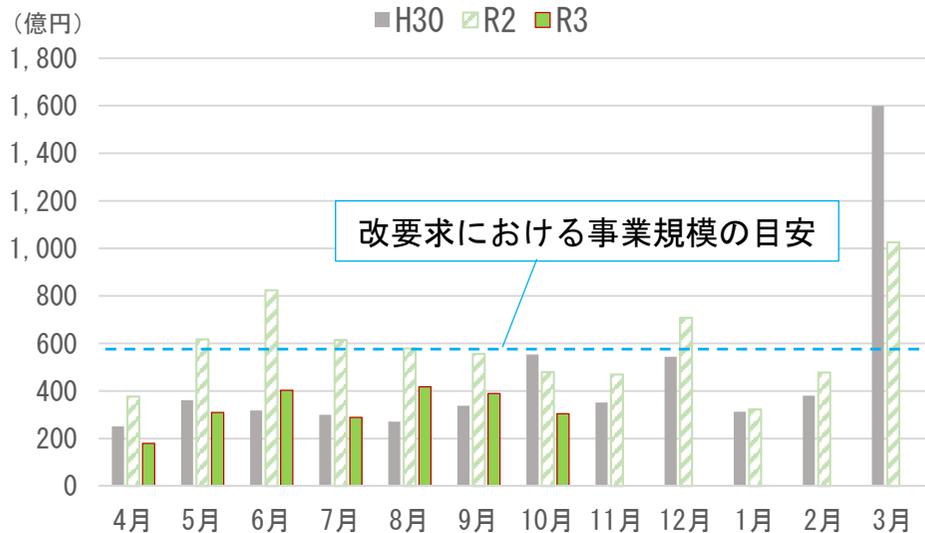
区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	7,910	6,630	7,100	470
財政投融资	7,000	5,800	6,270	470
財政融資	7,000	5,800	6,270	470
産業投資	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-

日本公庫（危機）

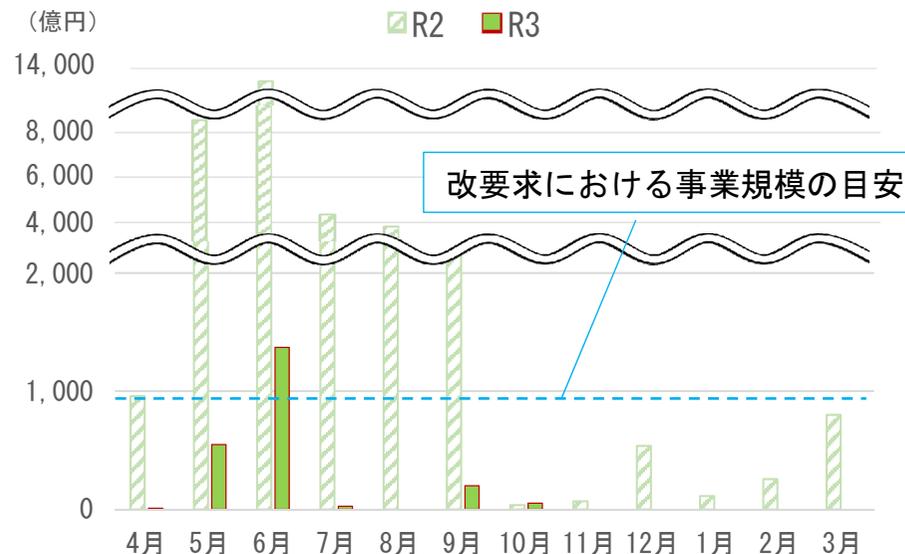
(単位：億円)

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	107,990	1,990	5,740	3,750
財政投融资	100,990	990	4,740	3,750
財政融資	100,990	990	4,740	3,750
産業投資	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-

貸付実績



貸付実績



(注) 貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。また、「改要求における事業規模の目安」については、通年の事業規模を12等分（危機は6等分）したものの。

1-(1)-5 令和4年度の改要求の概要 [福祉医療機構及び沖縄公庫]

○ 福祉医療機構における財政投融资の改要求は以下のとおり。なお、沖縄公庫については精査の結果、改要求の必要はなかった。

福祉医療機構

(単位：億円)

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	17,860	2,661	8,686	6,025
財政投融资	16,898	2,579	8,565	5,986
財政融資	16,898	2,579	8,565	5,986
産業投資	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-

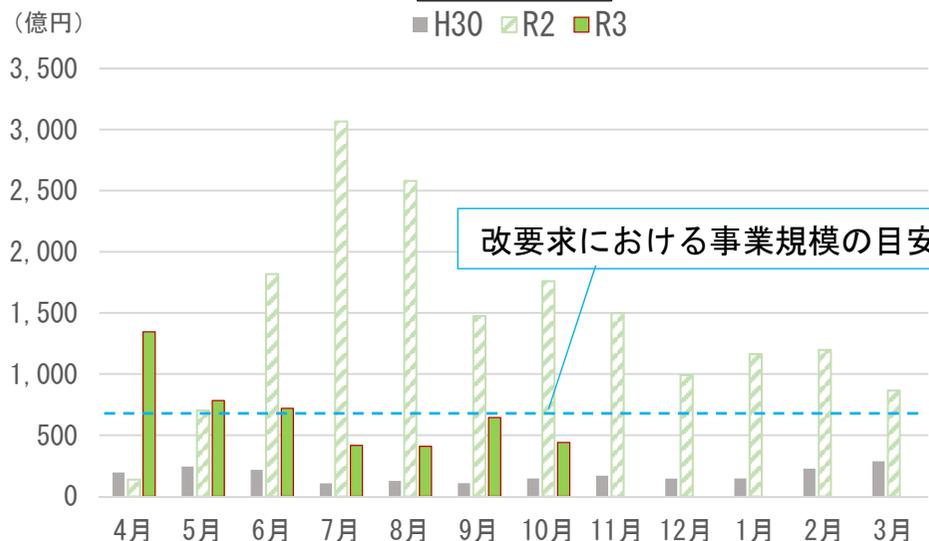
(参考) 沖縄公庫

(単位：億円)

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	5,564	2,947	-	-
財政投融资	5,159	2,524	-	-
財政融資	5,137	2,497	-	-
産業投資	22	27	-	-
政府保証債	-	-	-	-

貸付実績

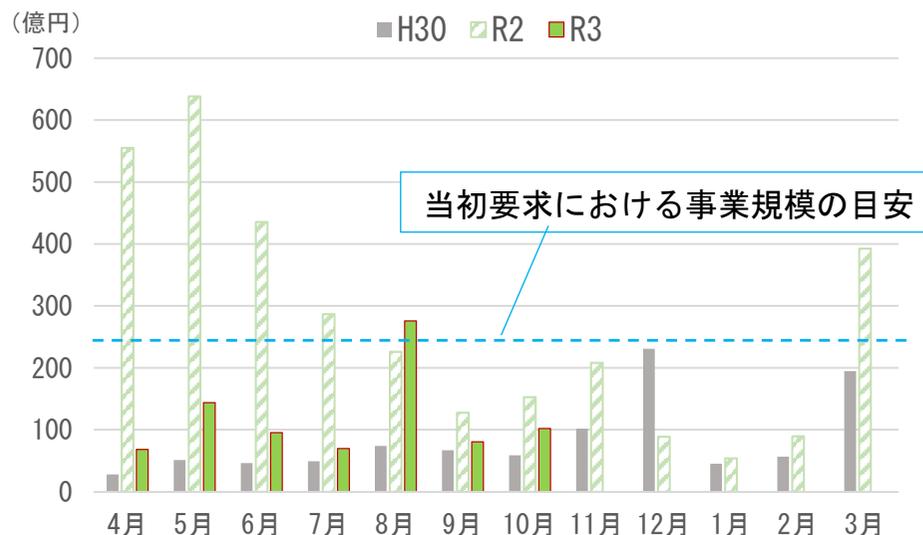
■ H30 ■ R2 ■ R3



(注) 貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。また、「改要求(当初要求)における事業規模の目安」については、通年の事業規模を12等分したものの。

貸付実績

■ H30 ■ R2 ■ R3



1-(1)-6 令和4年度の改要求の概要 [まとめ]

○ 新型コロナウイルス感染症関連融資を行う機関全体の改要求は以下のとおり。

日本公庫（国民・中小・農林・危機）、福祉医療機構、沖縄公庫の合計

（単位：億円）

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	332,234	73,638	117,803	44,165
財政投融资	272,414	61,706	57,712	▲3,994
財政融資	267,355	61,366	57,372	▲3,994
産業投資	59	340	340	－
政府保証債	5,000	－	－	－

（注）改要求額には沖縄公庫の当初要求額を加えて「改要求の増加額」を記載している。

1-(1)-7 論点

<論点>

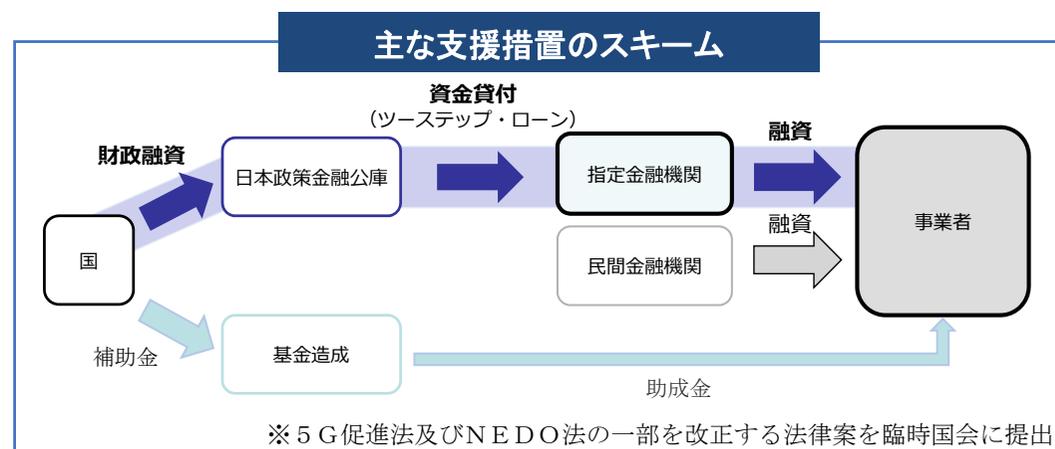
- コロナ対応については、現下の状況や今後の感染再拡大の可能性を踏まえ、新型コロナウイルス感染症関連融資を行う各機関において十分な事業規模を確保できているのか。
- 新型コロナウイルス感染症関連融資を行う機関全体の改要求額について、当初要求額に比べ財政投融資額は増加していないが、個別機関毎に見ると、日本公庫の危機対応円滑化業務や福祉医療機構などの財政投融資額は増加しており、その償還確実性の観点についてはどのように評価するか。

1-(2) 令和4年度の改要求の概要 [日本公庫 (特定)]

○ 今般の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、先端半導体の国内生産を促進するための金融支援として、日本政策金融公庫を通じたツーステップ・ローンにより長期・低利の融資を実施。

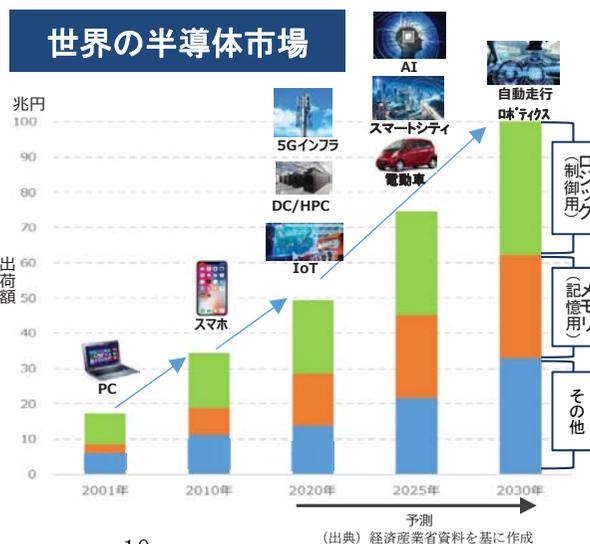
(単位:億円)

	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
財政投融資	1,950	1,967	2,117	150
財政融資	1,950	1,967	2,117	150
産業投資	-	-	-	-
政府保証	-	-	-	-



コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
(令和3年11月19日閣議決定) (抄)

デジタル社会の基盤となる先端半導体に関する国際共同開発や、生産工場の国内立地を促進するための基金設置を含めた法的枠組みを構築するとともに、サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の国内拠点工場の生産性向上や災害対応強化に資する設備刷新を支援する。



先端半導体の活用イメージ

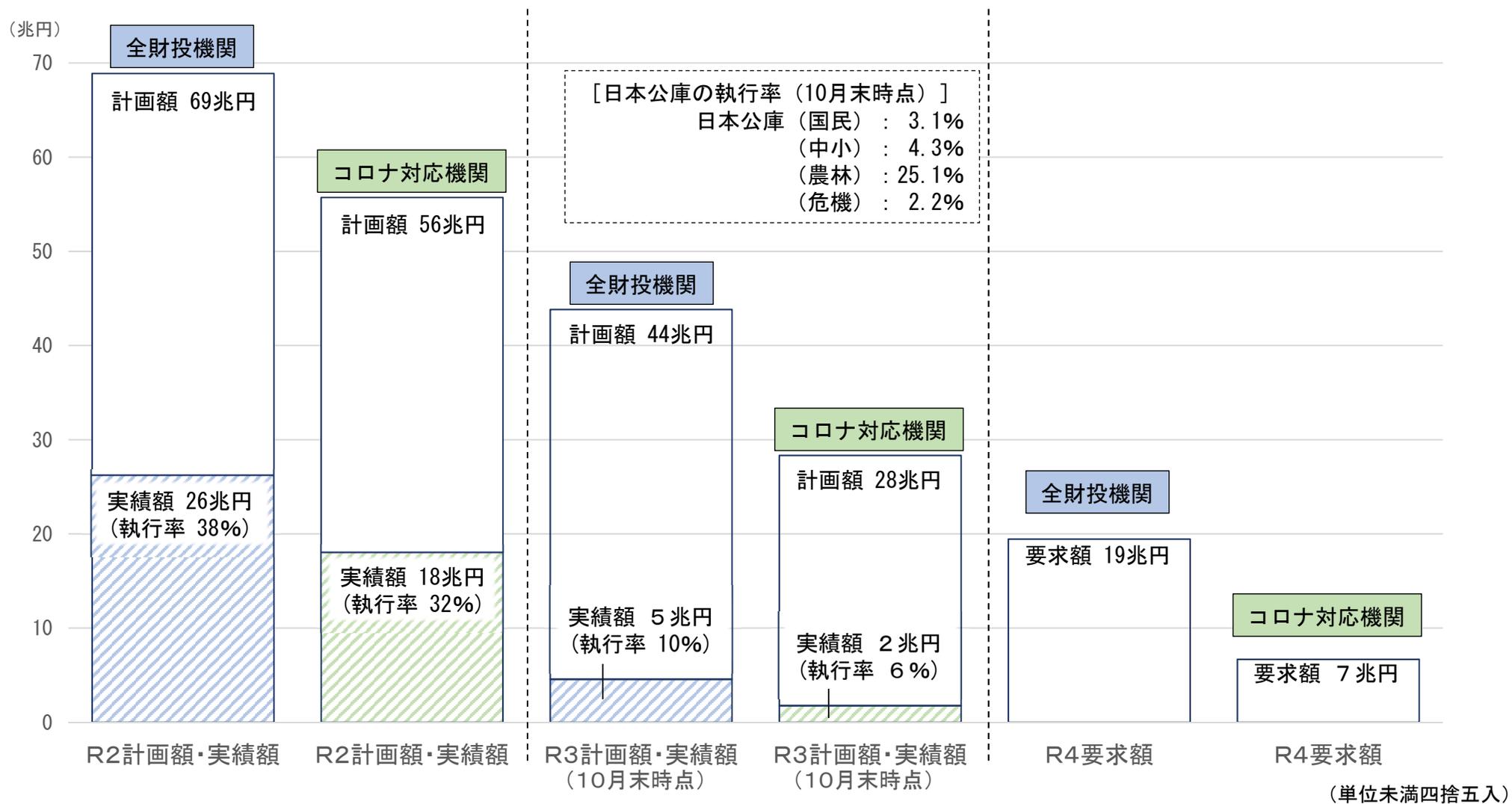


1. 令和4年度の改要求の概要

- (1) 日本公庫（国民・中小・農林・危機）、福祉医療機構
- (2) 日本公庫（特定）

（参考）財政投融资の執行状況等

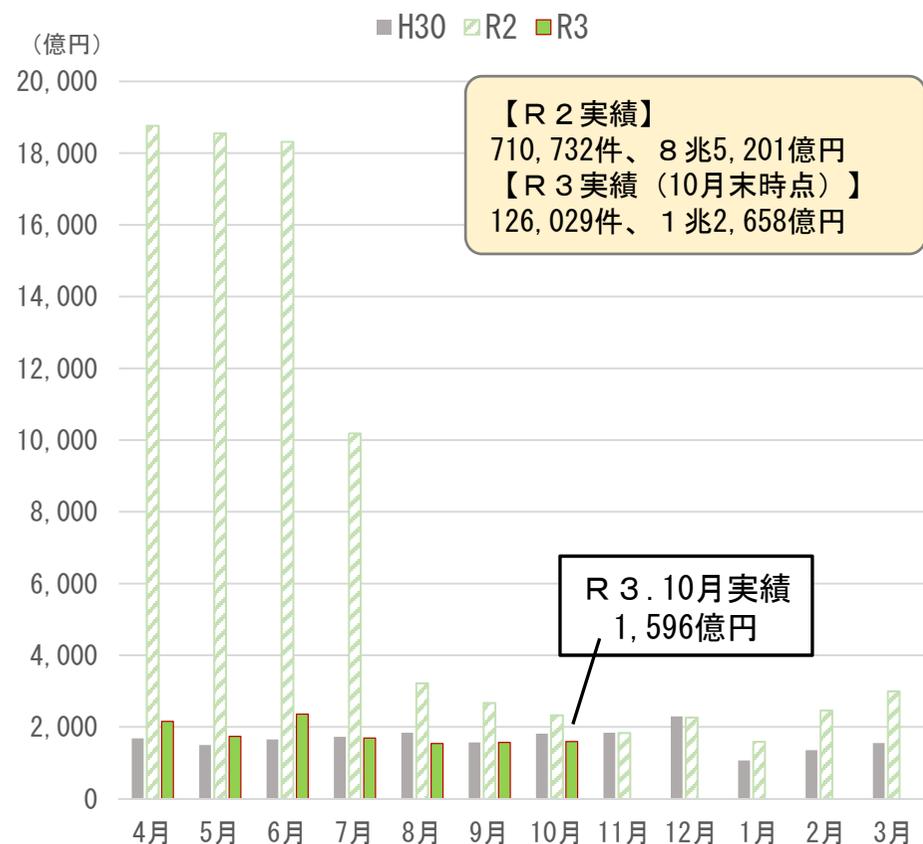
(参考1) 財政投融资の執行状況等



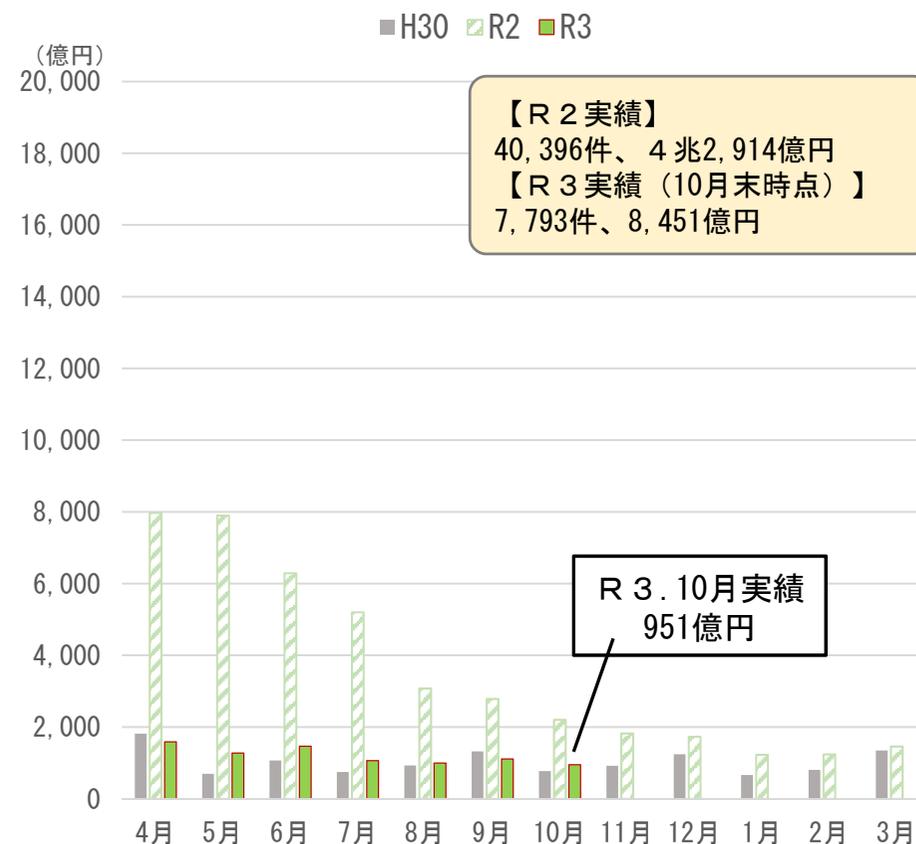
※計画額には、前年度計画額からの繰越分を含む。また、R4要求額は改要求後。
 コロナ対応機関は、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、福祉医療機構及び日本政策投資銀行の計。

(参考 2-1) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績

日本公庫（国民）



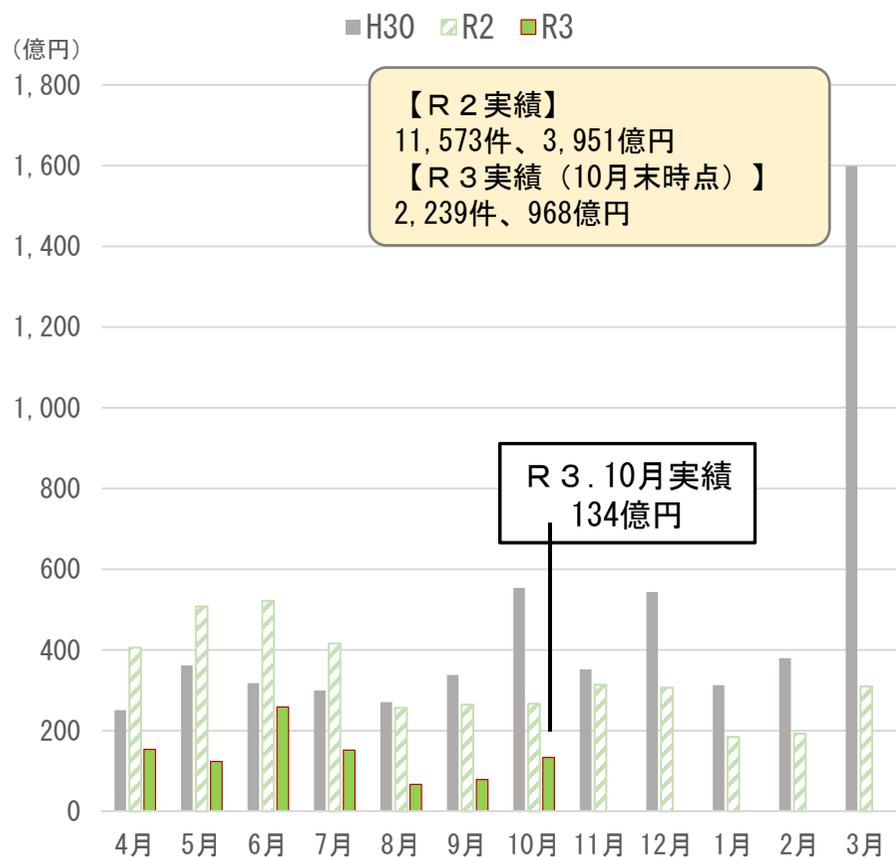
日本公庫（中小）



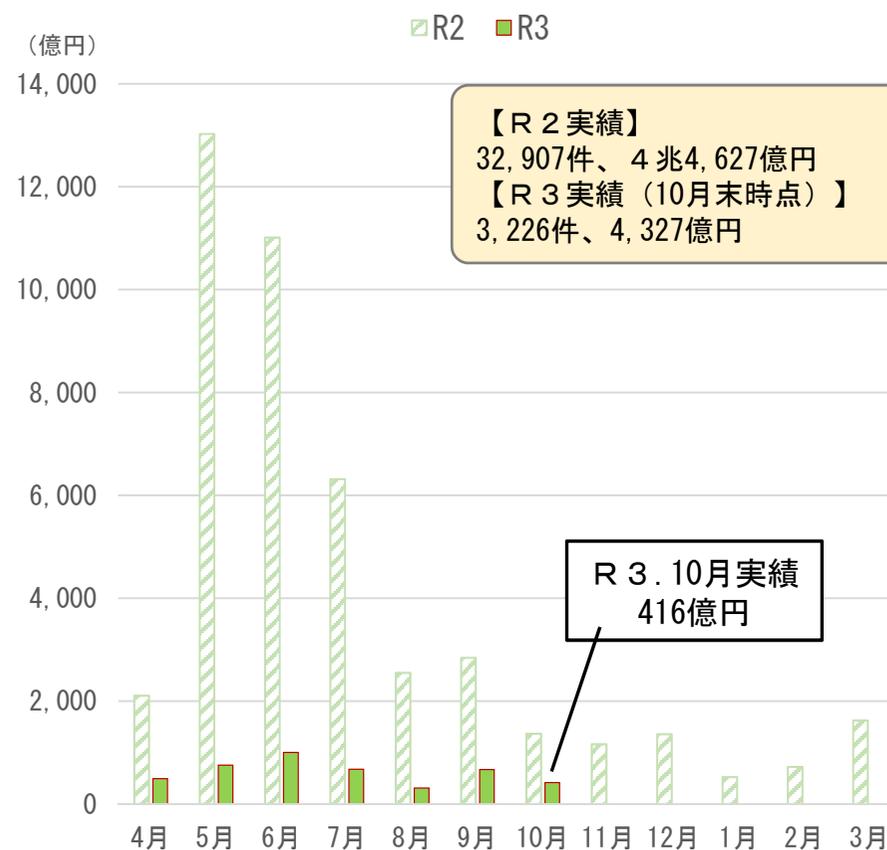
(注) H30は、事業資金全体の実績。R2及びR3は新型コロナウイルス感染症関連融資の実績。

(参考2-2) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績

日本公庫（農林）



日本公庫（危機）

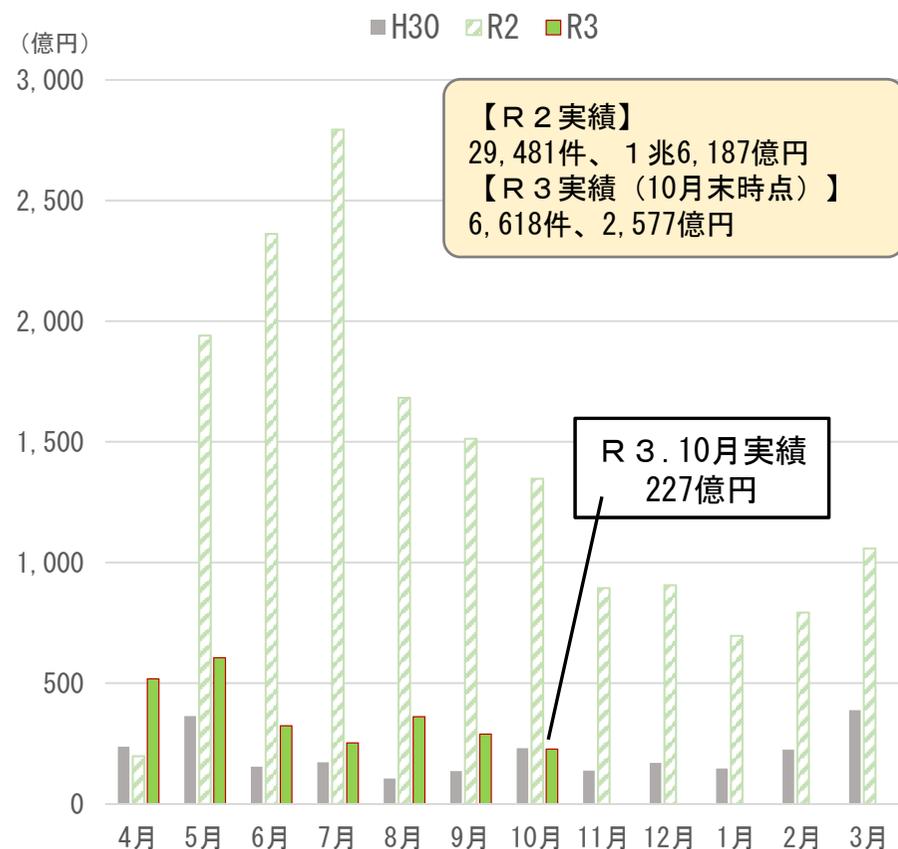


(注1) 日本公庫（農林）のH30は、事業資金全体の実績。R2及びR3は新型コロナウイルス感染症関連融資の実績のみ。

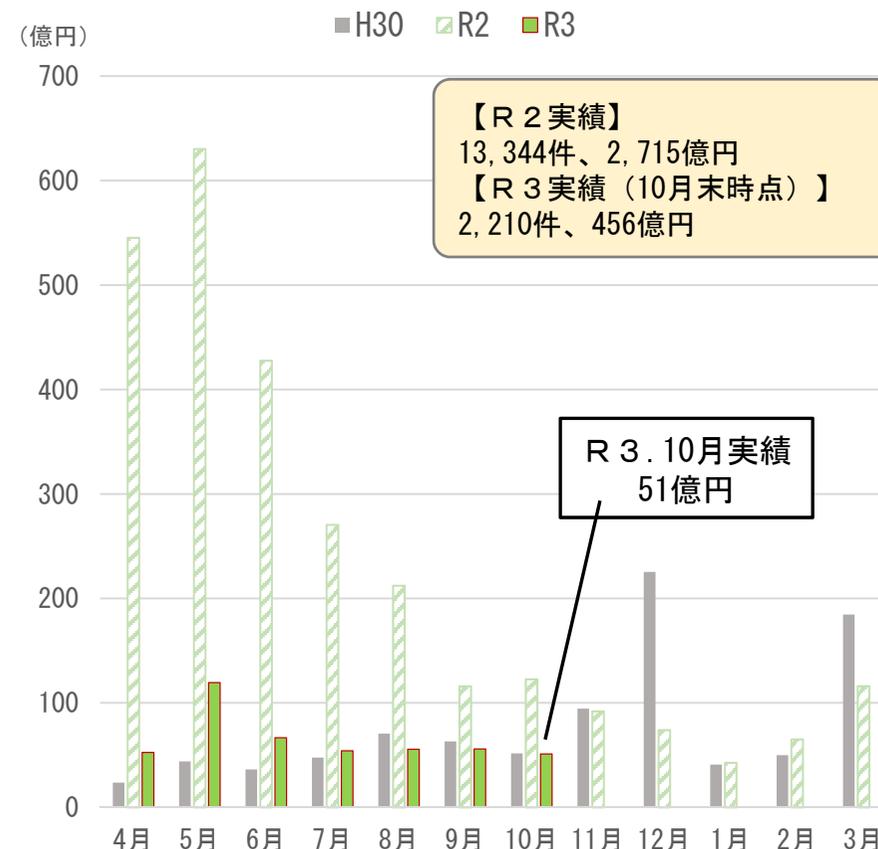
(注2) 日本公庫（危機）は指定金融機関による危機対応融資実績。

(参考2-3) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績

福祉医療機構



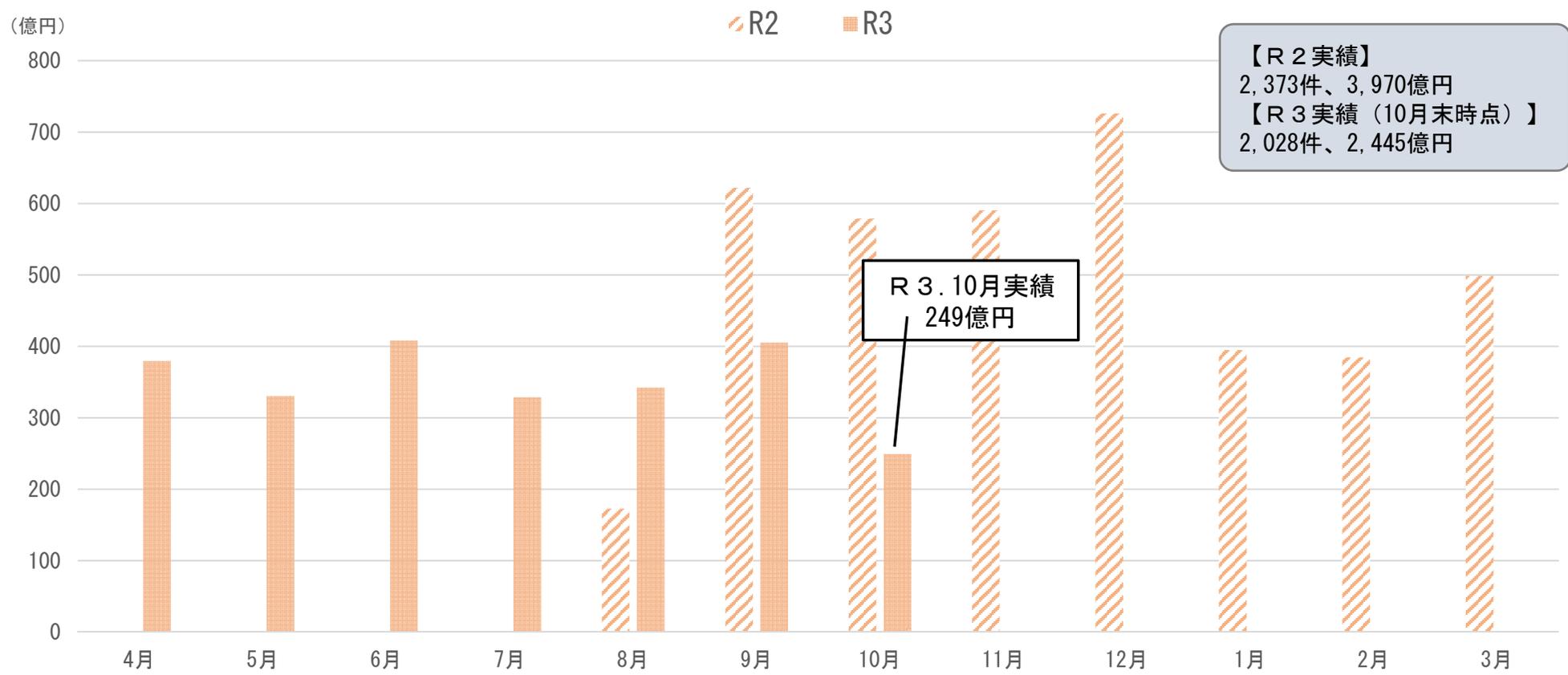
沖縄公庫



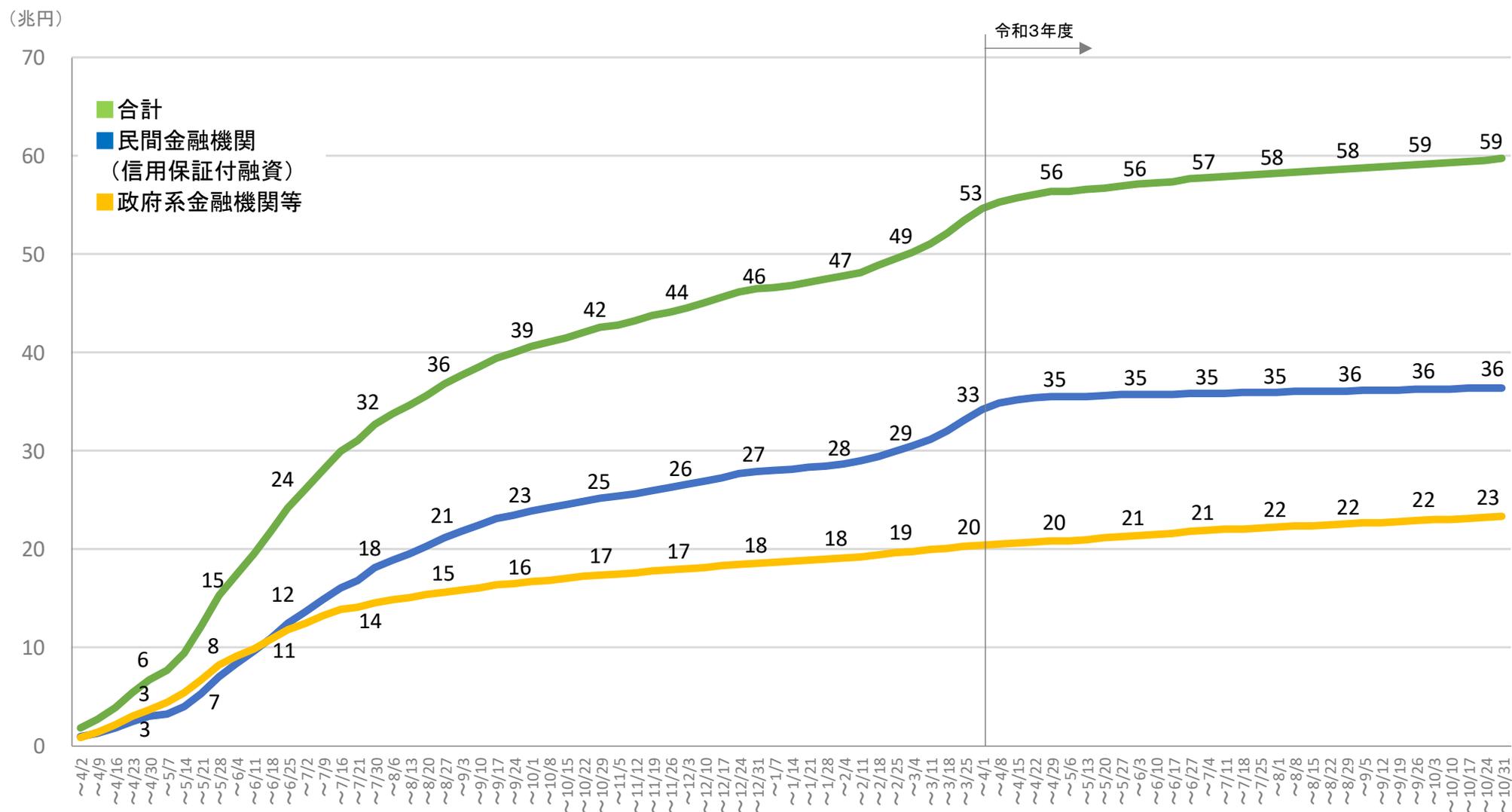
(注) H30は、事業資金全体の実績。R2及びR3は新型コロナウイルス感染症関連融資の実績のみ。

(参考3) 新型コロナ対策資本金劣後ローン実績

日本公庫 (国民・中小)



(参考4) 政策対応に基づくコロナ関連融資額の推移 (ストック)



(注1) 「政府系」は、日本政策金融公庫(国民・中小・農林)、DBJ・商工中金(危機対応業務)、沖縄振興開発金融公庫、福祉医療機構によるコロナ関連融資額の合計。

(注2) 「民間」は、信用保証協会による保証承諾額(コロナ経営相談窓口を通じたセーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証等)。なお、本年4月以降は、3月末までに民間実質無利子融資の受付をしたものに加えて、有利子の信用保証付融資が行われている。

(注3) 単位未満切捨て。

(参考5) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和3年12月1日時点】

新型コロナウイルス感染症特別貸付		
貸付対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>(1) 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している</p> <p>(2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高</p> <p>②令和元年12月の売上高</p> <p>③令和元年10月から12月の平均売上高</p>	
貸付期間 ＜据置期間＞	<p>設備資金：20年以内＜うち5年以内＞</p> <p>運転資金：15年以内＜うち5年以内＞</p>	
貸付限度	別枠 8,000万円(国民)、6億円(中小)	
貸付金利	6,000万円以下(国民)	当初3年間：基準利率－0.9%、3年経過後：基準利率
	3億円以下(中小)	
	6,000万円超(国民)	基準利率
	3億円超(中小)	
担保	無担保	
備考	一部の対象者については、基準金利－0.9%の部分に対して利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる。	

(参考6) 「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和3年12月1日時点】

新型コロナ対策資本金性劣後ローン	
貸付対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者</p> <p>② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者</p> <p>③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築^(※1)されている事業者^(※2)</p> <p>(※1) 原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること</p> <p>(※2) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</p>
貸付期間	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年 (期限一括償還)
貸付金利	<p>当初3年間及び4年目以降赤字の場合：0.50%</p> <p>4年目以降黒字の場合：2.60% (5年1ヵ月、7年、10年)、2.70% (15年)、2.95% (20年)</p>
貸付限度	別枠 1社あたり7,200万円 (国民)、1社あたり10億円 (中小)
担保・保証人	無担保・無保証人
特徴	<p>① 金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能</p> <p>② 本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務 (償還順位が同等以下とされているものを除く) に劣後</p>

(参考7) 「農林漁業セーフティネット資金」の概要 [日本公庫(農林)]

【令和3年12月1日時点】

農林漁業セーフティネット資金(コロナ特例)	
貸付対象	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある農林漁業者(注1)
貸付期間 ＜据置期間＞	15年以内＜うち3年以内＞
貸付限度	一般：1,200万円 特認(注2)：年間経費等の12/12以内
貸付金利	5年貸付：0.16% 10年貸付：0.18% 15年貸付：0.30% ※令和3年11月18日現在の例
担保	無担保
備考	公益財団法人農林水産長期金融協会等が借入者に利子助成することで、貸付当初5年間(林業者については10年間)が実質無利子となる。 (注1) 次に掲げる農林漁業者が対象。 個人：農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人：農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方等 (注2) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から貸付限度額の引上げが必要と認められる場合に適用。

(参考8) 「新型コロナウイルス対応支援資金」の概要 [福祉医療機構]

		新型コロナウイルス対応支援資金		【令和3年12月1日時点】	
区分	医療貸付		福祉貸付		
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している施設等		同左		
貸付期間 ＜据置期間＞	15年以内＜5年以内＞		同左		
融資限度額	病院 7.2(10)億円、老健・介護医療院 1億円、診療所 4,000(5,000)万円、 それ以外の施設 4,000万円又は「前年同月又は前々年同月からの減収の12ヶ月分」の高い方		なし		
無担保	① コロナ対応を行う医療機関 「病院 3(6)億円、診療所 4,000(5,000)万円」又は 「前年同月又は前々年同月からの減収の6ヶ月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 「病院 3(6)億円、診療所 4,000(5,000)万円」又は 「前年同月又は前々年同月からの減収の3ヶ月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設 病院3(6)億円、老健・介護医療院1億円、診療所4,000(5,000)万円、 それ以外の施設4,000万円		6,000万円 ※新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）の場合1億円		
貸付金利	① コロナ対応を行う医療機関 「病院1(2)億円、診療所4,000(5,000)万円」又は 「前年同月又は前々年同月からの減収の2ヶ月分」の高い方	② 政策医療を担う医療機関 「病院1(2)億円、診療所4,000(5,000)万円」又は 「前年同月又は前々年同月からの減収の1ヶ月分」の高い方	③ ①・②以外の施設 病院1(2)億円、老健・介護医療院1億円、 診療所4,000(5,000)万円、それ以外の施設4,000万円	当初5年間 ①～③まで 無利子 ①～③超 基準金利 6年目以降 基準金利	(当初5年間) 6,000万円まで：無利子 6,000万円超の部分：基準金利 (6年目以降) 基準金利 ※新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）の場合 (当初5年間) 1億円まで：無利子 1億円超の部分：基準金利 (6年目以降) 基準金利
備考	（）内は対前年同月又は前々年同月から医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設の場合			—	